

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 7 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530051

研究課題名(和文) 国際法における個人責任の複合性と限定性 システム・クリミナリティの動態

研究課題名(英文) Individual responsibility of system criminality in international law

## 研究代表者

古谷 修一 (FURUYA, SHUICHI)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：50209194

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)： 集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪といった行為に関する個人責任は、国内刑法の類推からスタートしながらも、その実体は国家等の集団性を内在させており、その責任は“System Criminality”(制度・組織がもたらす犯罪性・違法性)に対応する特殊な性格を持っている。本研究は、国際刑事裁判の実行を実証的に検討しながら、そうした個人責任論の特質を解明し、「システム責任」という概念を提唱するに至った。

研究成果の概要(英文)： The individual responsibility for serious international crimes such as the crime of genocide, crimes against humanity and war crime entails the collective nature which is embodied by a mechanism of State or other political or military organization. While it has been relied on an analogy of domestic criminal theory, it is undeniable that the individual responsibility for these crimes has special nature of “system criminality”, according to which illegal conducts are made not by independent persons, but by persons incorporated in the organizational mechanism. They work like a gear of a great machine and then commit a serious crime. The present analysis clarified the characteristics of such aspect of individual responsibility and suggested the new concept of “system responsibility” as a part of traditional theory of individual responsibility.

研究分野：国際法

キーワード：個人責任 国際刑事裁判

## 1. 研究開始当初の背景

従来、国際法における責任論（国際責任）は、一般には国家の責任の問題として理解され、しばしば国際責任は国家責任と同義のものとして議論されてきた。これは、国際法が国家の行動を通して、その規範内容を現実化するという法実現プロセスを念頭においてきたことの反映である。しかし、旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)、国際刑事裁判所(ICC)といった国際刑事裁判機関が個人の刑事責任を追及することにより、こうした国家を主軸とした国際法実現プロセスの単線的把握は、徐々に国際法現象の現実と乖離し始めている。また、安保理の制裁実行においても、国家の政治・軍事指導者を個別にターゲットとして、資産凍結・渡航制限を実施する「スマート・サンクション」が顕著になってきており、「国家責任の個人責任化」とでも言える状況が現出している。

一般に、法的な責任追及が違法行為の抑止において果たす機能は、二つの方向から考えることができる。第一はサンクションの対象を個人に限定し、現実に違法行為を行う個人の行動を抑制しようとするものである。集団責任の思想を脱却した近代的な国内刑法は、まさしくこうした機能を前提としており、国内刑法の類推から出発している国際法における個人責任論も、基本的にこれに連なる立場を取っている。第二の方向は、個人行動を監督・管理する者あるいは機関の法的責任を設定し、こうした監督・管理者の注意により、違法行為の発生を回避しようとするものである。国内法では会社その他の法人の管理制度がこうした発想に立脚しており、国家の管理・監督権限を背景とした国家責任論もこうした機能に連なるものと言える。したがって、こうした二つの方向性を念頭に置いた場合、国際法における個人責任論の台頭は、国際法による抑止機能の力点が、第二の機能から第一の機能へとシフトしつつあることを示唆するものとも考えられる。

しかし、国内刑法と同様の第一の機能だけで、国際社会における違法行為の抑止作用が十分に働くわけではない。そもそも第一の機能は、個人が任意に意思決定を行うことのできる自由人であることを前提とし、その個人が自らの判断で違法行為を行ったことに対して、法的な非難可能性を認めるものである。しかし、こうした自由人のモデルは、現在の国際社会にそのまま適合するわけではない。国際社会においては、国家の機能が脆弱化してきたとは言え、国家機構やこれに類する組織化された武装集団といった支配的組織の構造からまったく離れて、人間が自由に行動しているわけではない。むしろ、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪といった個人責任が問題となる違法行為は、こうした組織的支配の構造のなかで発生しているというのが現実である。つまり、現代国際社会における犯罪は、個人への責任追及が強調され

る点で国内刑法的な側面を持ちながら、その犯罪の実体は国家等の集団性を内在させており、その責任は“System Criminality”(制度・組織がもたらす犯罪性・違法性)に対応する特殊な性格を持っている。

他方、国家等の組織の一部を構成する者の責任が問題となれば、当然にそれらの行為が帰属する国家そのものの責任も惹起させることになる。第二の機能から第一の機能へのシフトは、決して個人責任の排他的機能を意味しているわけではなく、国家責任との重層的・併存的な機能を想定することになる。しかし、国家責任論は責任を国家に集中することを主眼とし、この限りで実際に行為を行った個人の責任を免除する機能を果たし、その点で両者は本質的に会い入れない側面を持っている。たとえば、国家元首や政府代表など個人責任の追及において主要な対象となる者は、他方で伝統的な国際法原則によって刑事責任や管轄権からの免除を享受することになる。こうした点で、国家責任論との併存は、“System Criminality”に関し主要な責任を負うべき者について、個人責任論が機能する局面を縮小・限定する可能性も内在させている。

国際法における個人責任に関する従来の研究は、国内刑法における個人責任との親和性を強調し、伝統的な国家責任とは別次元の責任論として把握する傾向が見られる。しかし、国家責任と個人責任が並存する国際社会においては、相互の動的な関係性を無視することはできず、国内刑法的な発想からの単純な類推では、国際法における個人責任の本質を的確に把握することはできない。

## 2. 研究の目的

本研究は、伝統的な国家責任論と国内刑法の個人責任論が並存することにより、国際法における個人責任論が、現実にどのような特徴を持つに至ったのか、その動態を実証的に把握するとともに、その内実を理論化することを目的とした。

この目的を実現するため、本研究では国際法における個人責任論の実践的な内容と機能を、二つの理論モデルを想定して分析を試みた。第一は、集団責任である国家責任の体系（以下、国家責任体系）と純粋に個人の責任に立脚する国内刑法的な個人責任の体系が積極的に複合し、いずれとも異なる第三の責任体系が構築された可能性を想定する「複合構造モデル」である。第二は、国家責任体系と刑法の個人責任体系が競合・抵触することにより、両者の抵触を回避するような独自の制度が構築され、これによって国際法における個人責任は、刑法の個人責任体系よりも限定的な内容となると想定する「競合回避・限定構造モデル」である。

具体的には、(A)複合構造モデルを適用して、個人責任の発生要件（国際法上の犯罪の構成要件における組織性・政策性）、個

人の犯罪への関与理論（上官責任、共同犯罪企図（Joint Criminal Enterprise）の法理などにおける集団性・組織性の評価）、国際刑事裁判における訴追戦略（組織内の地位を考慮した限定的な訴追）について、国内判例や国際刑事裁判の実行を横断的に分析するとともに、スマート・サンクションにおける国家責任と個人責任の複合性を、安保理の実行・各国国内法における実施の状況をとおして考察した。

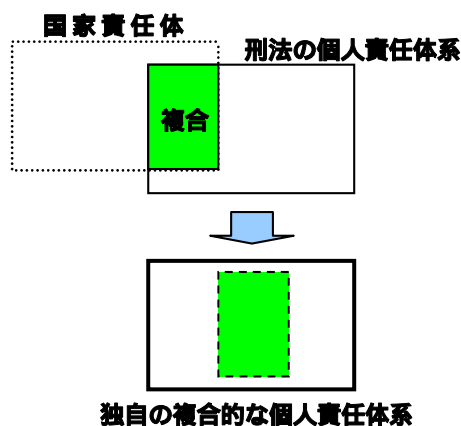
さらに、(B)競合回避・限定構造モデルを適用して、国際刑事裁判手続における違法性阻却事由（公的資格と責任の関係、国内法上の合法措置・上官命令の抗弁）、国内刑事手続における責任免除原則（外交免除・主権免除、国家元首等の無答責）、刑事手続に付随する賠償責任（個人賠償と国家賠償の関係）について、国内法制・国内判例、国際司法裁判所（ICJ）を含む国際判例などを比較検討した。

### 3. 研究の方法

本研究においては、国家責任体系と刑法の個人責任体系が相互に独立して存在するという従来の責任論の立場を批判的に検討し、実際には一定の重層性をもって存在することを実証的に分析した。

具体的には、第一に、国家責任体系と刑法の個人責任体系が複合・融合することにより、いずれとも異なる固有の責任体系が現出すると想定する「複合構造モデル」に即して、個人責任の実体法的側面と手続法的側面を検討した（図1）。

【図1：複合構造モデル】



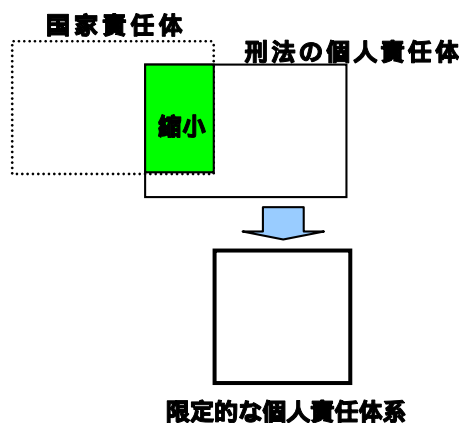
実体法的側面として、国際慣習法上、個人責任が発生する犯罪を構成する主観的要素および客観的要素のなかに、どのような性格の「組織性」(Systemic Character)および「政策性」(Policy Character)が含まれるのかを、ICTY等のアド・ホックな国際刑事裁判所の判例の検討を通して検討した。また、個人責任を科すためには、犯罪行為への個人の関与を認定する必要があるが、こうした関与理論における集団性・組織性を、ICTY等の裁判所における上官責任の法理や共同犯罪企図（Joint Criminal Enterprise）の法理を通して

検討するとともに、ICCにおける最新の動向と言える「組織に対する支配」(Control over Organization)の法理について検討を行った。

さらに、手続法的側面として、国際刑事裁判における訴追戦略が、最も責任のある組織のリーダーを訴追対象としていることと関連して、国内裁判所に対するICTY/ICTRの「優越性」(Primacy)やICCにおける「補完性」(Complementarity)の原則が運用されるに際して、“System Criminality”の要素がどのように考慮されているのか、訴追戦略を示す検察局文書や判例の検討を通して考察した。また、安保理の実行において、本来であれば国家に科されるべき制裁が、スマート・サンクションとして個人に課される傾向を念頭に、どのような観点からサンクションの対象たる個人が特定され、そこにどのような組織性・政策性の要素が組み込まれているのかを検討した。最終的には、個人責任に国家責任の要素を組み入れるの実行と、国家責任の側から個人責任に接近するの実行を比較検討し、両者に通底する特徴を析出することを試みた。

第二に、国家責任体系と刑法の個人責任体系が競合・抵触することにより、両者の抵触を回避する制度が現出し、これによって国際法における個人責任は、刑法の個人責任体系よりも限定的な内容となると想定する「限定構造モデル」に即して、国際刑事手続と国内手続における特徴をそれぞれ検討するとともに、国際手続と国内手続が交錯する局面を考察した（図2）。

【図2：限定構造モデル】



具体的には、公的資格と責任の関係や国内法上の合法措置・上官命令の抗弁など、国際刑事裁判における違法性阻却の要素となりうる点を取り上げ、組織性・政策性の観点から、個人責任の実体法的な内実が限定・縮小される点を明らかにし、また外交免除や主権免除（国家元首等の無答責）など、主権国家の併存を基盤とする伝統的な国際法の原則が、国内手続における個人責任の実体法的・手続法的な側面に与える効果を検討した。

### 4. 研究成果

本研究によって、“System Criminality”を本

質的に内包する個人責任論を、国家責任まで含めた国際法における責任論総体の中に位置づけ、これによって国際法実現プロセスの多元化がもたらす複合的・重層的な責任構造を析出することに一定の成果を得た。具体的には、国際刑事裁判等の最新動態の実証的検討から、刑法のアナロジーとして理解されてきた個人責任が、国際法固有の現象へと変化する傾向を析出し、個人責任論を伝統的な国家責任との関係のなかで捉え直すことを目的として、「システム責任」という概念を提唱するに至った。

従来、“System Criminality”に関しては、唯一 Andre Nollkaemper and Harmen van der Wilt eds., *System Criminality in International Law* (2009)が存在したが、ここで提唱された考え方は国家責任・個人責任とは別箇のいわば第三の責任論であった。この見解は国家責任論の発展という側面では意義を持ったが、個人責任論の現代的な意義を考えるうえでは限界を抱えており、本課題の研究は、そうした限界を超える試みとして、国際的な意義を持っている。事実、個人責任の文脈で“System Criminality”の性格を取り込んだ責任論は世界的にもまだ現出しておらず、今後は本課題における研究をさらに発展させて、英語の論文として発表することを準備している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

古谷修一「指導者の犯罪としての侵略犯罪 システム責任の顕在化」、柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践 小松一郎大使追悼』(信山社、2015年)所収、309-324頁。

Shuichi Furuya, *Draft Procedural Principles for Reparation Mechanisms, in THE INTERNATIONAL LAW ASSOCIATION, REPORT OF THE SEVENTY-SIXTH CONFERENCE HELD IN WASHINGTON D.C.*, pp. 782-813 (2015).

古谷修一「国際刑事裁判権の意義と問題 国際法秩序における革新性と連続性」、村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所(第2版) 最も重大な国際犯罪を裁く』(東信堂、2014年)所収、3-40頁。

古谷修一「作為“領袖犯罪”的侵略罪 最好的留到最后?」『国際法研究』9巻(中国社会科学院・国際法研究所、2013年)、135-146頁。(Shuichi Furuya, *The Crime of Aggression as a Leadership Crime: The Best Comes Last?*, Chinese Review of International Law, vol.9 (2013), pp. 135-146.)

古谷修一「国際刑事裁判システムの国際法秩序像 『介入の国際法』の顕在化」『法律時報』85巻11号(通巻1065号)(2013年)、32-36頁。

Shuichi Furuya, *Procedural Standards for Reparation Mechanisms, in THE INTERNATIONAL LAW ASSOCIATION, REPORT OF THE SEVENTY-FIFTH CONFERENCE HELD IN SOFIA*, pp. 581-602 (2013).

[学会発表](計 6 件)

Shuichi Furuya, *Victim Participation, Reparations and Reintegration as Historical Building Blocks of International Criminal Law*, International Symposium “Historical Origins of International Criminal Law” co-organized by the Centre for International Law Research and Policy, Nalsar University of Law, O.P. Gindal Global University, Peking University International Law Institute, Waseda University Law School, European University Institute (Department of Law), Asian-African Consultative Organization, and Indian Society of International Law, 30 November 2014, New Delhi (India).

Shuichi Furuya, *Draft Procedural Principles for Reparation Mechanisms, in International Law Association, the Seventy-Sixth Conference held in Washington D.C.*, 9 April 2014, Washington D.C. (U.S.A).

古谷修一「武力紛争犠牲者のための賠償メカニズムの構築—Mass Claims Processの意義と課題」国際法協会日本支部研究大会、2013年4月20日、山上会館(東京大学)。

Shuichi Furuya, *The Crime of Aggression as a Leadership Crime: The Best comes Last?*, Symposium of the Chinese Academy of Social Sciences (CASS) & Ninth International Law Forum “Developing International Law and Global Governance”, 17 November 2012, Beijing (People’s Republic of China).

Shuichi Furuya, *Procedural Standards for Reparation Mechanisms, in International Law Association, the Seventy-Fifth Conference held in Sofia*, 29 August 2012, Sofia (Bulgaria).

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

古谷 修一 (Furuya, Shuichi)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号: 50209194